

食品製造・加工事業者の皆様を支援します！

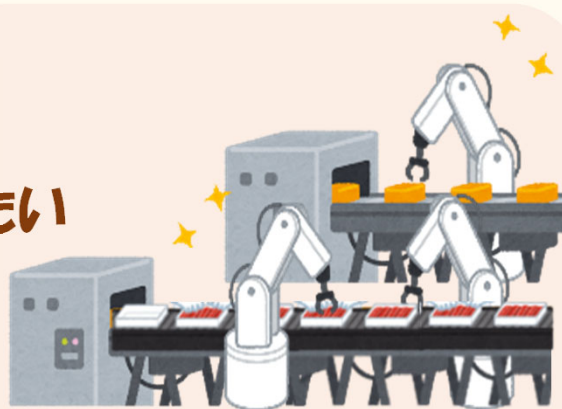
特定農産加工法

経営改善・事業提携

こんな時に！

- ・工場に最新設備を導入したい
- ・新たな工場を建設したい

対象：特定農産加工業者(14業種)
関連農産加工業者(12業種)



調達安定化

こんな時に！

- ・原料を国産に切り替えたい
- ・原料保管庫を増設したい

対象：小麦・大豆又は
対象 それらの一次加工品を主要な原材料とする事業者



計画が承認されると**税制・金融の支援措置**が受けられます。詳細について、詳しくは裏面へ！

特定農産加工法[※]とは

※正式名称：特定農産加工業経営改善等臨時措置法

農産加工品やその原材料の輸入に係る事情の著しい変化
に対処し、支援措置を講じる法律です。
計画が承認されると、金融や税制の支援を受けられます。

経営改善/事業提携計画

対象

特定農産加工業者(14業種)

- ① かんきつ果汁 ② 非かんきつ果汁
- ③ パインアップル缶詰
- ④ こんにやく粉 ⑤ トマト加工品
- ⑥ 甘しよでん粉 ⑦ 馬鈴しよでん粉
- ⑧ 米加工品 ⑨ 麦加工品 ⑩ 砂糖
- ⑪ 菓子 ⑫ 乳製品 ⑬ 牛肉調製品
- ⑭ 豚肉調製品

特定農産加工業者と事業提携 する関連農産加工業者(12業種)

- ① 果実加工食品 ② 甘しよ加工食品
- ③ 馬鈴しよ加工食品
- ④ 冷凍冷蔵食品 ⑤ 食肉調製品
- ⑥ こんにやく製品 ⑦ 米菓
- ⑧ みそ ⑨ しょうゆ
- ⑩ めん ⑪ パン ⑫ せんべい

取組

- ・新商品・新技術の開発
- ・事業の転換
- ・事業の合理化 等

- ・新商品・新技術の
共同開発
- ・合併
- ・営業の譲渡 等

事例

- ・需要の増加に伴い生産効率
を高めるためのラインの増設
- ・取引先の拡大に伴う新工場
の建設 等

- ・複数事業者による生産の
共同化 等

調達安定化計画

対象

特定農産加工業者

小麦、大豆又はこれらの一次加工品
(小麦粉・煮豆等)を主要な原材料と
して使用する農産加工業者

取組

- ・原材料の生産地の変更
- ・代替原材料の使用
- ・原材料の効率的な使用
- ・新商品・新技術の開発 (上記3つの取組と併せて行うもの)
- ・原材料の保管

事例

- ・外国産大豆から国産大豆に切り替
えるための下処理設備の導入
- ・製造工程で発生するロス削減のた
めの生産ラインの機械化
- ・国産小麦に切り替えるための新た
な保管庫の設置 等

支援措置

金融：(株)日本政策金融公庫による長期低利融資

税制：事業所税の課税標準の特例(承認後5年間事業所税資産割の1/4控除)

詳しくはこちら



特定農産加工法 |

検索



お問い合わせ先：

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課 TEL:03-6744-2060